

Beyond

ASAHI
Research Institute

2024. 9 vol.45

新生シリコンアイランドから感じるメッセージ

あさひ総研

清算型遺贈について

令和6年度税制改正～賃上げ促進税制～

2025年4月1日からの育児介護休業法改正

公益法人のガバナンスの充実

Focus

株式会社サンリキュール

News

あさひ通信

INFORMATION



ペットウイズ

Trimming, Foods, Goods, Hotel & Clinic



CONTENTS

新生シリコンアイランドから感じるメッセージ

あさひ総研

- 01 ・相続
清算型遺贈について
- 02 ・税制
令和6年度税制改正～賃上げ促進税制～
- 03 ・労務
2025年4月1日からの育児介護休業法改正
- 04 ・公益法人
公益法人のガバナンスの充実

Focus 株式会社サンリキュール

News

あさひ通信 第219回 税理士が消滅した国“エストニア” (2023年10月号再掲)

INFORMATION

[Beyond] について

企業を取り巻く環境は、DX化、人口構造の激変、AIやロボティクスをはじめとしたテクノロジーの進展により、これまで経験したことのない状況に遭遇しています。これまでの業界の常識や前提は通用しない時代、従前の枠を超えた思考が必要な時代になっていると感じます。あさひグループではこれまでの会計事務所の枠を超えて、経営者の皆様に役立つ情報を提供、活用頂きたいという思いを込めて『Beyond』を発刊いたします。

未来への種まきの必要性



新生シリコンアイランドから感じるメッセージ

統括代表社員 田牧 大祐

Japan Advanced Semiconductor Manufacturing 株式会社^{*1} (以下、JASM) は、TSMC^{*2} が8割以上を出資する熊本県菊陽町にある半導体製造企業である。この工場は、スマートフォンカメラのイメージセンサーなどの先端半導体を製造している。

JASMに関連して、熊本県内の不動産価格の上昇や建設業の活況、人手不足が話題になっており、昨年の宮城県大衡村への半導体工場誘致計画と合わせて、地域経済への波及効果が気になっていた。

先日、九州へ出張の際、レンタカーを借りて、菊陽町役場とともに、セミコンテックパーク、JASM工場など、新生九州シリコンアイランドの中心地を見てきた。具体的には、菊陽町、合志市、大津町、菊池市の4つの自治体が交差する場所で各自治体の工業団地が丘の上に位置する。この地域には、東京エレクトロン九州やソニーセミコンダクタソリューションズ (以下、ソニーセミコン) など大手半導体企業が集結している。特に、ソニーセミコンの合志市の新工場では、大型クレーンと杭打機が20台以上密集して稼働しており、日本では珍しい光景が広がっていた。

道路渋滞も深刻で、菊陽町役場の職員によると、関連企業や工場が続々と増えて、インフラ工事が追いついていない状況だという。

九州経済調査協会から、九州地域の半導体産業設備投資の経済効果について、話を聞く機会を得た。2030年までの10年間で、約20兆円の経済効果が見込まれており、産業別で見ると、電気機械7兆円、建設業2兆円に加えサービス業も2兆7千億円と予測されている。県別では、熊本県の10兆円に、長崎県2兆6千億円、福岡県2兆円と続き、九州全域に経済効果が波及するとされている。

JASMでの直接雇用が1700人とされているが、そのうち500人は台湾からの採用である。関連企業の移住者も増加しており、家族で移住するケースも少なくないという。彼らの多くは、熊本市や近隣自治体に居住しており、住宅需要に加え生活サポート関連のサービスも増えているという。また、台湾では外食文化が根付いているが、食事場所が少ないこともビジネスチャンスになっているという。一方で、JASMに関連した間接的雇用の創出については、7千人とも1万人に上るといわれ、人手不足が懸念されている。

政府は、半導体売上を2020年の5兆円から2030年には15兆円へ引き上げる目標を掲げている。世界情勢が不安定な中、日本国内に半導体製造工場が多くあることは重要である。北海道千歳市のラピダス工場では、AIや自動運転向け最先端半導体の製造が予定されている。

また、宮城県に進出予定の台湾半導体企業3番手PSMCとSBIホールディングスの合併企業は、自動車や産業機器向けの半導体工場を2027年の稼働を目指している。今後、宮城県において、建設、インフラ、生活関連サービスなど多くの地域企業に需要をもたらすと予想されるが、その需要の恩恵を受けられるのは人員を確保している企業に限られるであろう。

新生シリコンアイランドの風景からは、宮城県が半導体の一大拠点になることで地域経済への希望が広がる一方で、人材確保の準備が急務であるというメッセージにも受け取れる。

^{*1} 2021年12月設立、ソニーセミコンやデンソー等日本企業も出資。第2工場も2024年工事着工、2027年出荷開始を目指している。

^{*2} 半導体受託生産で世界1位の台湾企業。



近年、清算型遺贈という形で遺言を作成される方が増えています。清算型遺贈とは遺言書で遺言執行者^{※1}を指定しておき、その遺言執行者が被相続人の相続財産を売却して、換価代金を相続人または受遺者に相続・遺贈するものです。清算型遺贈が想定されるケースは下記のような場合です。

- ・相続財産を受遺者に現預金として渡したい場合
- ・相続財産として預金が少なく、預金以外の財産を換金して初めて相続税の納税資金を確保できる場合
- ・自身の相続手続で、相続人や受遺者に負担をかけたくない場合
- ・特定の法人・団体等に遺贈する場合
(現預金以外の財産は受けとらない事が多い)
- ・相続財産に換金に手間のかかる不動産等が含まれる場合

清算型遺贈は相続財産を受け取る側の手間や手続を極力少なくする趣旨で作成されるものです。そのため、「自分の相続手続で残された人に迷惑をかけたくない、面倒な手続等で負担をかけずにお金だけ受け取って欲しい」といった目的で清算型遺贈の遺言を作成される方が増えています。ただし、清算型遺贈では、課税関係に注意する必要があるため、今回はその点に触れます。

【ケース1】

被相続人：遺言者 A 相続人：子供 B、子供 C
遺言執行者：信託銀行 D
相続財産：上場株・投資信託のみ（預金は少額）
遺言内容：「株・投資信託を売却換金し B に 1/2、C に 1/2 の割合で相続させる。遺言執行手続は D に委任する。」

<課税上の留意点>

この場合、子供 B、C は現預金を受け取るのみで相続手続が完了するため、相続税の申告・納税のみ行えばよいと誤解されることがあります。清算型遺贈では基本的に遺言執行者がほとんどの手続を実施するため、子供 B、C の立場では、元々の相続財産である株・投資信託を受け取ったという認識はなく、単純に現預金を相続財産として受け取っただけという認識になってしまうことが多いです。しかし、子供 B、C の課税関係の実態は「相続財産として現預金を受け取った」のではなく、「相続財産として株・投資信託を受け取り、相続後に売却し換金した」となります。つまり、子供 B、C にとっては、相続により自分自身の財産となった株・投資信託を自分の意思で売却したものとして、売却益が生じていれば通常通り譲渡所得の所得税確定申告が必要になります（所得税法 60）。この譲渡所得の確定申告について、申告の必要性について認識がなく申告漏れとなるケースが散見されますので、留意する必要があります。

なお、この場合の譲渡所得税の計算方法は、換金時の売却金額から取得費（取得原価）を控除した譲渡益に 20.315%（令和 6 年度）を乗じて計算します。ただし、「取得費」については、被相続人が株・投資信託を取得した際の購入代金・購入時期を引き継ぎます。

※1 遺言執行者の権限については、民法第 1012 条に「遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する」と定められている。遺言執行者には遺言に記載される株式や不動産の現物の売却における全ての権限があり、信託銀行や弁護士等が選任されるケースも多い。

清算型遺贈について

【ケース2】

被相続人：遺言者 A 相続人：子供 B、子供 C
遺言執行者：信託銀行 D 受贈者：株式会社 Z
相続財産：上場株・投資信託、預金、その他の財産
遺言内容：「上場株・投資信託を換金し株式会社 Z に遺贈する。上場株・投資信託以外の財産は子供 B、子供 C に 2 分の 1 の割合で相続させる。遺言執行手続は D に委任する。」

<課税上の留意点>

この場合、個人として相続財産を受け取る子供 B、子供 C は当然に相続税の申告・納税が必要ですが、相続財産を同じように受け取る株式会社 Z に相続税はかかりません。相続税の納税義務者は原則として個人であり、普通法人である株式会社には相続税の納税義務がないからです（相続税法 1 の 3）。ただし、株式会社 Z では遺贈を受けた金額（相続開始時の時価）について受贈益を認識する必要があり、結果として相続税ではなく法人税が課されることとなります（法人税法 22②）^{※2}。なお、株式会社 Z に遺贈された上場株・投資信託の財産金額については子供 B、子供 C の相続税を計算する際の課税価格を構成しません（Z に遺贈される財産はそもそも相続財産ではなかったという前提で子供 B、子供 C の相続税を計算する）。

更に留意しなければいけないのが、Z のような普通法人に対して現物を遺贈した場合、遺言者 A が遺贈した財産は、時価で譲渡されたものとみなされ所得税が課税されることです（所得税法 59①ー）。つまり、相続開始時点の時価が購入金額より大きくなっていったら、その含み益について譲渡所得税の確定申告が必要になります^{※3}。譲渡所得税の確定申告が必要になる点はケース 1 と同じなのですが、子供 B、子供 C が自分の確定申告をするのではなく、遺言者 A（被相続人）の確定申告が必要となり、いわゆる準確定申告が必要となります。ここで問題となるのは、準確定申告となること、申告・納税義務は法定相続人である子供 B、子供 C に生じてしまうことです^{※4}。つまり、申告・納税義務については、上場株・投資信託の換金後の現預金を受け取れる株式会社 Z に課されるのではなく、当該資産を受け取ることのない子供 B、子供 C に課されることとなります。こういった課税関係を知らずに、法人への現物財産の遺贈をされる場合、トラブルの元にもなり得るため、十分に留意が必要です。

※2 一部の持ち分の定めのない法人は法人税が課税されない場合もある。

※3 遺贈を受ける法人が公益社団法人等、一定の条件を満たす場合は譲渡所得の課税は行わないこととされる（措税特別措置法 40①）。

※4 遺贈者の準確定申告の納税義務は相続人及び包括遺贈による受遺者のみが承継する。ケース 2 の場合、Z は包括的に財産を受け取るのではなく特定の財産を受け取るため、包括遺贈による受遺者に該当せず、相続人である子供 B、C に納税義務が承継される。



山形事務所
パートナー
公認会計士・税理士 伊藤 俊和

事業会社の財務経理を経て、KPMG Japan 有限責任あずさ監査法人に勤務。現在は税理士法人あさひ会計で相続・事業承継の実務に携わる。

令和 6 年度税制改正～賃上げ促進税制～

政府は、物価上昇を上回る賃金上昇の実現が最優先の課題であり、賃金上昇は、コストではなく、投資であり成長の原動力であるとしています。今回は投資として位置付けられた賃金上昇に係る税制（以下、賃上げ促進税制）の改正内容を紹介しします。なお、全企業向け・中堅企業向け・中小企業向けの 3 つに制度が大別されますが、今回は中小企業向けについて取り上げます。

賃上げ促進税制とは、国内雇用者に対する給与等が前事業年度よりも増加した場合に税額控除が受けられる制度です。以前より存在している制度ですが、形を変えながら延長されています。令和 6 年度税制改正の内容が反映される賃上げ促進税制は、法人の場合は令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度（個人事業主の場合は令和 7 年から令和 9 年までの各年）が対象となります。つまり、令和 7 年 3 月決算以降から適用を開始することとなります。今回の改正による変更点や適用要件は右の表をご参照ください。

ポイントは 3 つあります（右表赤文字）。1 つ目は、教育訓練費^{※1}の増加割合が前年比 5%以上となったことです。給与等支給額に対する教育訓練費の割合が 0.05%以上という要件が追加されたものの、総合的には適用しやすくなると思われます。2 つ目は、子育てとの両立・女性活躍支援を行う企業に対して控除率を 5%上乗せできる措置が新設されたことです。プラチナくるみん認定、プラチナくるみんプラス認定及びプラチナえるぼし認定を適用事業年度終了の日において認定を取得している場合が対象となります。くるみん認定、くるみんプラス認定及びえるぼし認定（2～3 段階）については、適用事業年度中に認定を取得した場合が対象となりますので、認定を取得した事業年度のみが適用の対象となることに注意が必要です。3 つ目は、5 年間の繰越控除が可能となったこと^{※2}です。この制度は税額控除であるため、赤字であれば給与等を増額させても納税額が発生せず適用することが出来ませんでした。今回の改正により、5 年間控除額を繰り越すことが出来るようになったため、適用する機会が増えると思われます。繰り越すためには所定の提出書類が必要となりますので、該当した場合は提出漏れのないように注意しましょう。

※1 国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用。

※2 未控除額を翌年度以降に繰り越す場合は、未控除額が発生した年度以降の申告において「給与等の支給額が増加した場合の法人税額特別控除に関する明細書」を提出する必要がある。



		R4.4.1-R6.3.31 までの期間内 に開始する事 業年度 ※個人事業主 は R5.6 年	R6.4.1-R9.3.31 までの期間内 に開始する事 業年度 ※個人事業主 は R7-9 年	
必須要件		国内雇用者の給与等支給額 前年度比+1.5%		
給与等支給額の 増加割合	1.5%以上	15% 控除		
上 乗 せ 措 置	給与等支給額の 増加割合	2.5%以上	15% 上乗せ	
	教育訓練費の 増加割合	10%以上	10% 上乗せ	—
	教育訓練費の 増加割合 かつ 給与等支給額 に対する教育 訓練費の割合	5%以上 0.05%以上	—	10% 上乗せ
	・プラチナ くるみん認定 ・プラチナ くるみん プラス認定 ・プラチナ えるぼし認定 ・くるみん認定 ・くるみん プラス認定 ・えるぼし認定 (2～3 段階目) いずれかの認定 を取得 ^(注)	—	—	5% 上乗せ
最大控除率		40%	45%	
繰越控除措置		無	有	

注：子育てとの両立・女性活躍支援に関する目標を達成し、一定の基準を満たした企業が厚生労働大臣より受ける認定



山形事務所
審査部
早坂 賢人

審査部にて従事。決算書や申告書のチェックを日々行う。



2025年4月1日からの育児介護休業法改正

2024年5月に育児介護休業法及び次世代育成支援対策推進法が改正されました。改正の概要は以下の3点です。

- 1) 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充
- 2) 育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化
- 3) 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等

法改正対応準備のポイントは以下のとおりです。

①自社において導入する制度の選択

「柔軟な働き方」の選択肢として導入可能な措置のうち、自社において現実的なものを検討します。

②就業規則・労使協定の変更

対象者や制度を変更するには、就業規則（育児介護休業等に関する規程等）を変更し、必要な場合は内容を変更した労使協定を締結します。

③説明資料・申出様式の整備

育児・介護制度利用の可能性がある従業員に対し、制度の内容を説明し利用の意向確認をすることが義務付けられます。法改正のたびに、厚労省は説明資料や様式例をホームページで公表するので、編集して自社用のものを作成できます。また、育児介護休業等に関する規程の変更例や Q&A も今後公表されると思われます。

④対象者の把握・説明・意向確認の担当者及び手順を定める

対象者を把握する手順を整えます。出産・育児については、従業員及びその配偶者について「妊娠届」等の届出様式を整備し、日ごろから早めに申出をするように発信しておきます。業務に支障をきたすことなく育休を取得しやすい環境を整えるためには、早めの把握が重要です。また、介護については、親だけでなく、祖父母、配偶者、子の介護をする従業員もいること、介護は育児と違い勤務先に申告せずに行う人が多いことから、全世代の従業員に対し、介護支援制度について周知することが大切です。なお、企業によっては現場の直属の上司が育児・介護に関する両立支援制度の利用申出の一時受付をすることもありますが、育児介護休業法は改正が頻繁で複雑・難解です。制度説明・意向確認を担当するのは、なるべく会社の総務部門で制度に精通した方に任せることをお勧めします。

◇厚生労働省リーフレット：

育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法改正ポイントのご案内



【2025年4月1日施行】			
項目	内容	必要な対応	
育	残業免除の対象拡大	小学校就学前の子まで延長（現行3歳未満）	就業規則変更
	テレワーク導入努力義務	3歳未満の子を養育する従業員がテレワークを選択できるようにする	就業規則変更
	子の看護休暇の見直し	取得事由に、感染症に伴う学級閉鎖と入園(学)式、卒園式を追加。期間を小学校3年生修了までに延長（現行小学校就学前）	就業規則変更
児	子の看護休暇対象者見直し	労使協定による取得除外者のうち、「勤続6ヶ月未満」を廃止	就業規則・労使協定変更
	育児休業取得状況の公表義務拡大	男性の育休等の取得状況について公表を義務とする企業規模を従業員数300人以上とする（現行1,000人超）	集計・公表
介 護	個別の周知・意向確認	介護に直面することを申し出た従業員に介護両立支援制度等を企業が個別周知し、意向を確認	説明資料・意向聴取書式整備
	情報提供	介護に直面する前の早い段階（40歳等）の従業員に介護両立支援制度等の情報提供を行う	説明資料整備
	雇用環境整備	研修、相談窓口設置等、介護両立支援制度を利用しやすい環境を整備する	就業規則・周知文書整備
	テレワーク導入努力義務	要介護状態の対象家族の介護する従業員がテレワークを選択できるようにする	就業規則変更
	介護休暇対象者見直し	労使協定による取得除外者のうち、「勤続6ヶ月未満」を廃止	就業規則・労使協定変更

【施行日未定（2025年11月30日までの間でこれから決定）】

項目	内容	必要な対応
育	柔軟な働き方を実現するための措置 3歳から就学前の子を養育する従業員に対し、以下のうち2つ以上を企業が選択し、従業員が1つを選択できるようにする。 ・短時間勤務制度 ・始業時刻等の変更 ・テレワーク ・保育施設の設置運営 ・新たな休暇の付与	就業規則変更
児	個別周知・意向確認 3歳から就学前の子を養育する従業員に対し、柔軟な働き方を実現する措置を個別周知し、意向確認する	説明資料・意向聴取書式整備
	個別の意向聴取・配属 妊娠・出産の申出時、子が3歳になる前に、仕事と育児の両立に関する個別の意向を企業が聴取し、配慮する	説明資料・意向聴取書式整備



いまの社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士 今野佳世子

埼玉県内 3 か所の労働基準監督署にて労災認定・保険給付業務等に従事。2008年いまの社会保険労務士事務所を開業。2010年特定社会保険労務士付記。

公益法人のガバナンスの充実

「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」第2回フォローアップ会合が令和6年7月5日に開催されました。その中で取り上げられた「ガバナンスの充実」について紹介します。

（1）理事・監事間の特別利害関係の排除

理事の業務執行の監査を行うという監事の役割に鑑み、理事と監事で、相互に配偶者・三親等以内の親族等は除外する。

（2）外部理事の設置等

法人運営が内輪のものだけで行われることによる法人の私物化の防止、社会課題を踏まえた柔軟な視点から理事会運営の活性化を期待する趣旨で外部理事を加える。

認定法5条15号の規定により、理事のうち少なくとも一人以上が外部理事であることが必要となる。同様に同法5条16号において、監事についても一人以上は外部の者でなければいけない。

外部理事、監事とは、下記のように定義されています。

1. 当該法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人でなく、かつ、その就任の前十年間当該法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人であったことがない者。
2. その他 1. に準ずるものとして内閣府令で定めるもの（現に社団法人の社員であるもの、財団法人の設立者以外）であること。

今回の会合の中では、さらに外部性を厳格に確保するため、法人とあらゆる関係（事業上の取引、寄附、会費等）がある者を除外するとともに、一定の期間理事を務めた者も除外することも考えられるとの議論がなされております。

また、外部理事設置除外（政令）の要件が明らかになり、「収益3,000万円未満かつ、費用・損失3,000万円未満」が基準とされます。

さらに、小規模法人への配慮として、経過措置により新法施行（令和7年4月1日）後も、在職中のすべての理事が任期満了となるまでの間に基準に適合すれば問題ありません。

（3）会計監査人の必設置範囲の拡大

会計監査人の設置範囲を現行の「収益1,000億円以上、費用・損失1,000億円以上、負債50億円以上」のいずれかに該当する場合から、「収益100億円以上、費用・損失100億円以上、負債50億円以上」のいずれかとする。

（4）事後チェックの重点化

・立入検査の頻度・内容のメリハリ付け

過去の立入検査・事業報告で問題がない法人は、検査のインターバルの延長＋検査内容の簡素化→点検調査（仮称）の実施。

内外からの情報提供等により不適切事案の端緒をつかんだ場合、機動的に立入検査や報告要求を実施。認定法上の問題が判明したら、勧告、命令、認定取消等の監督措置を果敢に実施。

・監督に係る予見可能性の向上

ガイドラインで審査と監督の基本的考え方を一元的に示す。

事前審査でなく、事後チェックで確認する点を明示。監督事案の公表の考え方を整理し、現在の監督措置の実施状況を一元的に公表。

外部理事については、各公益法人様におかれましても検討をいただく必要があります。



山形事務所 経営支援DX部
チームマネージャー 柴田 憲吾

一般の事業会社のほか、公益法人アドバイザーとして公益法人も担当。社内外のIT化、DX化、業務改善を進めている。

Focus

SL GROUP 中小企業として日本経済に貢献

当グループ会社7社は、東北を中心に幅広い事業を展開しております。

- ◆株式会社 サンリキュール：DX・通信・法人コンサル事業
- ◇株式会社 stanceinnovation：人材派遣・人材紹介事業
- ◆瀬戸商事 株式会社：生体販売・トリミング等のペット事業
- ◇株式会社 東北ナヴィスソリューション：防犯カメラ事業
- ◆株式会社 REONE：エネルギーコスト削減ソリューション事業
- ◇株式会社 オリーブ：動画マーケティング事業
- ◆株式会社 庄内南洲：投資事業



株式会社サンリキュール
<https://www.sunliquor.co.jp/>
 【酒田本社】山形県酒田市幸町1-3-1 第1庄交ビル6F
 TEL.0120-690-252



.♪.★. * 株式会社オリーブ/同封のチラシもぜひご覧ください! *.♪.★*.

■人材採用 (Dooo)

フォローは Instagram と LP を通じて
ブランド力を UP し採用に繋がります



Dooo は企業をブランド化して採用への動線を作るサービスです。WEB サイト・SNS・動画を活用し、企業とそこで働いている人や商品を知ってもらい、企業価値を高め採用へと導きます。

■集客アップ (MEO)

採用ブランディング化で 人事部のお悩み解決

求人者の仕組み、企画、制作、管理全ておまかせください

Dooo で
解決させます!

02

採用に特化した
ブランドドットコンテンツを育てる

03

効果的なリーdl投標を代行
競合から保護された SNS 投稿を
全てお任せいただけます。

同じキーワードで
検索しても検索結果は
人によって変わります



MEO とは、Google マップや Yahoo! 地図などの地図検索エンジンで、特定のビジネスや場所が上位に表示されるように最適化する手法のことです。

MEO を効果的に行うことで、知名度＝ブランド力を得ることができ、集客・採用効果の支援をさせていただきます。

■コスト削減 (新電力)

新電力シェア3位のサービスを提供している小売電力会社です。対象は高圧電力をご契約されているお客様となり、主に工場や施設などが該当します。

特徴としましては、安価で安定した電力供給を提供しており、他社と比較してコスト競争力が高いことが強みとして挙げられます。

導入事例

スーパー(中部エリア)

契約電力 321KW
平均使用量 100,890kwh/月
2023年4月～2023年11月まで



介護施設(東京エリア)

契約電力 117KW
平均使用量 18,000kwh/月
2023年5月～2023年11月まで



Microsoft クラウドサービスを活用した 安否確認テンプレートを提供しています

株式会社 ASAHI Accounting Robot 研究所
CEO 田牧大祐

株式会社 ASAHI Accounting Robot 研究所 (以下、ロボ研) では、災害時に電話が繋がりにくい状況でも、一斉に社員の安否確認ができるソリューションを開発し、そのテンプレート及びマニュアルの提供を行っております。

災害発生時において、すべての社員とその家族の安否確認、所在地、被災の状況などの聞き取りを行い、取りまとめる作業は、大変な労力と時間を要します。このサービスは、取りまとめる担当社員自身が被災した場合や、震災時に電話が繋がりにくい場合を想定し、インターネットさえつながる環境があれば、複数のメールに対し、一斉に安否確認を送信することができるように設計されています。

Microsoft Forms、Power Automate などの Microsoft クラウドサービスを活用しており、Microsoft 365 Business Basic 以上のライセンス (参考価格: 月額 900 円程度) を所持していれば、追加費用無くご利用いただくことが可能です (社員数は 100 名程度を想定)。ライセンスをお持ちでない方は、各企業の取引のある Microsoft ライセンス提供企業、または弊社を通じてご契約いただくことで、安否確認ソリューションを使用することが出来ます。

お申込み、お問い合わせはこちらの QR コード、または
ロボ研 HP (<https://asahi-robot.jp/>) からお願いいたします。



ロボ研 お問い合わせフォーム

※安否確認ソリューション図



※都合により今月のあさひ通信は過去に反響があった一文を再掲させていただきます。

税理士が消滅した国“エストニア”

公認会計士・税理士 **栗田 健一**



電子行政で世界最先端を行く IT 国家エストニアを訪問してきた。そもそもエストニアに興味を持ったのは「エストニアでは毎年1月末頃になると納税者のもとに政府からメールが届き、あなたの昨年の収入は〇〇€、医療費控除は〇〇€、その他の控除は〇〇€、従って所得は〇〇€、所得税は〇〇€です。あなたの口座からの引落はいついつですと告げてくる。異存が無ければデジタル署名をして返信し、確定申告と納税手続きは終わり。」という話を何かで読んだからだ。その後、大前研一さんが講演で「エストニアでは税理士の職は消滅した。」と語っているのを聞いて、これはただ事ではないと注目していたのだが、コロナが収束したこの時期に訪問する機会がめぐってきた。

そもそもエストニアという国だが、バルト海に面したバルト3国のひとつで、人口133万人、国土面積は九州 + 沖縄ほど、国土の51%が森林という経済規模で日本の約100分の1の小国だ。13世紀ごろからデンマーク、ドイツ、スウェーデン、ロシアなどの大国に支配され、1918年に独立したものの1940年にソ連に占領され、その後ナチスの支配、ソ連による再占領を経て1991年ソビエト連邦崩壊により独立を回復したという小国の悲哀を散々なめてきた国だ。

エストニアに着くと通訳が開口一番「隣の隣の国からようこそ」「真ん中に怖い国がありますが」という。彼らにとって日本は近い国らしい。帰国はバルト海をフェリーで渡りフィンランドを経由したのだが、お土産は“GEISHA”が良いと教えられた。フィンランドも大国から幾多の戦争を仕掛けられ領土が割譲された経験を持つ国だが、日露戦争で東の小国日本がロシアに勝利したことを喜び“TOGO”というビールや“GEISHA”というお菓子を作ったのが今に残っているのだという。

さて話を戻すがエストニアは再独立当初、何の資源も産業もない貧乏国だったので、政府はITとバイオテックに資本を集中していくことに決

定、学校などでは屋根の修理よりパソコンの導入を優先したという。こうして民間企業による無料のインターネット教育、Wi-Fiの無料化、自宅からのインターネット投票など情報社会を発展させてきた。その結果、すべての行政手続きはオンライン化され、紙ベースなのは「離婚届」だけになったという。何故、離婚届だけが紙なのか不思議に思ったのだが、「冷静に考える時間が必要だからでしょう。」とはあさひ会計女性陣の見解だ。素晴らしい(笑)。

今、エストニアのIT等のスタートアップ企業(革新的なアイデアで急成長を狙う創業3年未満の企業)は1500社を超え、ユニコーン企業(設立10年以内で時価評価額10億ドル以上)は10社と人口当たりでは欧州トップだ。丸紅出身のエストニア松村之彦特命大使と会談する機会を得たのだが、大使は「エストニアには行政・医療・教育サービスのソリューションを持っている会社が沢山ある。日本の地方の自治体からは是非訪問してほしい」と要望していた。

ところで本題の「エストニアから税理士は本当に消滅したのだろうか。」松村大使も分からないとのことだったが、法人向けの税理士は少し残っているらしい。税理士が存在しなくなった理由は以下のとおりだ。(S/D 木原税理士法人)

- (1) 政府の電子化政策・・・分散型データベースをつなぐ安全なデータ交換プラットフォームが構築されており、国民の預金残高まで把握可能だ。
- (2) 税制が非常に簡素・・・税率は所得税も、法人税も、消費税もすべて20%であり、法人は配当を出さず場合のみ課税される。相続税は原則としてない。

また、医療分野においてもすべてのカルテは電子化されて蓄積されており、医者は患者の病歴や治療歴、薬歴を見ることができる。これらの仕組みを支えるのは、国民の国への信頼と利便性だ。今後、日本におけるガバナンスのデジタル化はマイナカードの義務化が鍵となる。

SEMINAR

あさひ会計ホームページのWhat's New「セミナー情報」をご覧ください。
会場◆【山形】あさひ会計山形事務所 【仙台】あさひ会計仙台事務所

『成長戦略・事業承継 個別相談会』 参加費：無料

現在の悩み・課題に応える手法として「M&A」を検討してみませんか。M&A・事業承継に詳しい税理士・コンサルタントが個別にご相談承ります。

◎各会場先着5組様限定、完全予約制
※Zoomを利用したWEB形式の面談も可能です。



【山形】
10月10日(木)

【仙台】
10月11日(金)

◆時間：各会場共通
①9:00 ②10:30 ③13:00 ④14:30 ⑤16:00
共催/日本M&Aセンター

『はじめてのPower Automate』 vol.4 参加費 無料

Power Automateの世界へようこそ！使ったことがない方も、何ができるかわからない方も、私たちと一緒にその可能性を学びましょう。今回はPower Automateの「クラウドフローのみ」対象のセミナーです。活用事例とデモによる実践的な解説で、作業効率化の新たな道を見つけ出します。講師：パワープラットフォームアーキテクト 松本 典子



◎プログラム
・Microsoft Power Automateとは
・活用事例
・操作実演
・当社サポートメニューのご紹介

【Webセミナー/Teams】 9月18日(水)

◆時間：14:00～15:00 定員 30名



Microsoft Base Sendai セミナー 『DX推進者セミナー』【第7話】 ITシステムの構築② 参加費 無料

「組織内でRPAやデジタル改善の推進リーダー担う方にむけて、導入フェーズに応じた取り組み内容やよくあるお悩みの解決方法をシリーズでご紹介してきたセミナーがリニューアル！推進経験豊富なパネリスト2名が、ご参加者のお悩みに寄り添いながら、解決の糸口を一緒に探します！

主催：株式会社ASAHI Accounting Robot 研究所
講師：カスタマーエクスペリエンス/Microsoft MVP 大溪 明日香 ・ テクニカルエバンジェリスト/DXアドバイザー/Microsoft MVP 澁谷 匠

◎プログラム ・第1話 DX推進指標を学ぼう



【Webセミナー/Teams】 9月17日(火)

◆時間：11:00～12:00 定員 30名

《こんな方におすすめ》
・DXを社内で推進中の方 ・社内のDX推進リーダー、メンバー
・DXを始めなさいと言われた方

『経理担当者育成1ヶ月完成プログラム』全4回 参加費：おひとり様¥22,000

経理未経験の方や、経理担当になりたての方、個人事業の経理担当の方など、基礎知識として経理を学びたい方にとって必要最低限の実務的な内容を学んでいただけます。

※詳細は、同封のチラシをご確認ください。

【山形】定員15名
【Webセミナー/Zoom】

◎山形会場をメイン会場として、オンライン(Zoom)で同時に進行いたします。

第1回 10月17日(木) 第2回 10月24日(木) 第3回 11月7日(木) 第4回 11月13日(水)

◆時間：各日共通 13:30～16:30





株式会社サンリキュール (P7 参照)

Beyond vol.45

2024 年 9 月 発行

発行元/あさひ総研

山形 〒990-0034 山形市東原町 2-1-27
TEL : 023-631-6521

仙台 〒980-0804 仙台市青葉区大町 1-1-30
新仙台ビルディング 4F
TEL : 022-262-4554

<https://asahi.gr.jp>